目　次

第１章　総　則
　第１条　目的
　第２条　定義
　第３条　上位根拠法令等
　第４条　適用

第２章　内部組織の名称と位置
　第５条　主たる事務所
　第５条の２　従たる事務所
　第６条　本部組織

第３章　本部組織及び支所
第１節　本部組織
　第７条　監査室・部・センターの設置
　第８条　監査室の業務
　第９条　経営企画部の業務
　第９条の２　電気安全評価センターの業務
　第１０条　バイオテクノロジーセンターの業務
　第１１条　化学物質管理センターの業務
　第１２条　適合性評価推進センターの業務
　第１３条　製品安全センターの業務
　第１３条の２　他部門への業務依頼
　第１４条　センター及び課の設置
　第１４条の２　部・センターの統括部署の設置
　第１５条　その他の室の設置
　第１５条の２　部門等間連携のためのプロジェクトチームの設置
　第１５条の３　内部プロジェクトチームの設置
第２節　支所
　第１６条　支所の所掌業務
　第１７条　支所が業務を行う区域

第４章　職　制
　第１８条　参与
　第１９条　技監
　第２０条　監査室長
　第２１条　部長
　第２２条　削除
　第２３条　所長
　第２４条　次長
　第２５条　センター長
　第２６条　統括官
　第２７条　支所長
　第２８条　課長
　第２９条　削除
　第３０条　参事官等
　第３１条　専門官

第３２条　主査
第３３条　主任
第３４条　参事
第３５条　専門スタッフ職

第５章　雑則
第３６条　認定機関の特定
第３７条　本規程の管理部署

附　則
別表１～１４

第１章　総　則

（目的）
第１条　この規程は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の組織、業務の分掌、職制を明確に規定し、各部署の遂行すべき任務を定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程において「部門」とは、一つの分野について、その業務をつかさどる部又はセンター（第１４条の規定に基づき置かれるセンターを除く。）に加えて、その分野の業務を分掌する支所及びその他の室を包含した、その分野の業務を処理する機構の組織の全体をいう。
２　この規程において「部署」とは、監査室、部、センター、支所、課又はその他の室のいずれかをいう。
３　この規程において「庶務」とは、各部署における庶務業務のうち、外勤旅費に関することを除く業務をいう。

（上位根拠法令等）
第３条　本規程の上位根拠法令等は次の各号に掲げるものをいう。
一　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）
二　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成１１年法律第２０４号。以下「機構法」という。）
三　中央省庁等改革の推進に関する方針（平成１１年４月２７日中央省庁等改革推進本部決定）

（適用）
第４条　機構の組織、所掌業務及び職制は、通則法及び機構法に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第２章　内部組織の名称と位置

（主たる事務所）
第５条　機構法第５条に定める主たる事務所（以下「本所」という。）を東京都渋谷区に置く。

（従たる事務所）
第５条の２　機構は、その業務の一部を処理するために事務所を国内の必要な地に置く。その事務所の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　経営企画部が置かれる事務所（本所に置く部分を除く。）を大阪市に置く。
二　電気安全評価センター計画課及び蓄電池技術企画課並びに蓄電池評価センター及び電力安全センターが置かれる事務所（本所に置く部分を除く。）を大阪市に置く。
三　バイオテクノロジーセンター計画課、生物資源利用促進課、バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課並びに特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターが置かれる事務所（本所に置く部分を除く。以下「バイオテクノロジーセンター（木更津市）」という。）を木更津市に置く。
四　製品安全センター情報解析企画課、製品安全広報課及び事故調査統括課が置かれる事務所（以下「製品安全センター（大阪市）」という。）を大阪市に置く。
五　製品安全センター燃焼技術センターが置かれる事務所を桐生市に置く。
六　北海道支所を札幌市に置く。
七　東北支所を仙台市に置く。

八　中部支所を名古屋市に置く。
九　北陸支所を金沢市に置く。
十　中国支所を広島市に置く。
十一　四国支所を高松市に置く。
十二　九州支所を福岡市に置く。

（本部組織）
第６条　機構は、本所及び前条第一号から第五号までに定める事務所をもって本部組織とする。

第３章　本部組織及び支所

第１節　本部組織

（監査室・部・センターの設置）
第７条　本部組織に監査室、経営企画部、電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センター（以下「部・センター」と総称する。）を置く。

（監査室の業務）
第８条　監査室においては、次の業務をつかさどる。
一　内部監査に関すること。
二　財務・会計に関する外部機関の検査・監査に関すること。
三　監査室の庶務に関すること。
四　内部通報及び外部通報制度に関すること。

（経営企画部の業務）
第９条　経営企画部においては、機構全体の経営及び方針の策定に係る総合調整及び企画立案のほか、次の業務をつかさどる。
一　機構の業務に関する総合調整及び企画立案に関すること。
二　予算、組織及び人事に関すること。
三　通則法第３５条の１０に規定する事業計画の策定、通則法第３５条の１１に規定する主務大臣の評価及び自己評価に関すること。
四　情報資産の管理の総括に関すること。
五　財務・会計及び総務に関すること。
六　機構全体の広報及び広報戦略に関すること。
七　イノベーション支援に関すること。
八　機構のデジタル技術（ＡＩを含む。以下同じ。）の活用の推進に関すること。
九　機構の内部統制及びリスクマネジメントの推進並びに情報セキュリティの確保に関すること。
十　他の本部組織及び支所の所掌又は分掌に属しない業務に関すること。
十一　他の部門の所掌に属させることが困難な業務に関すること。

（電気安全評価センターの業務）
第９条の２　電気安全評価センターにおいては、次の業務をつかさどる。
一　蓄電池（蓄電池システム及びこれを構成する周辺機器を含み、製品安全センターの所掌に属するものを除く。以下同じ。）その他の電気安全評価が必要となる物資（他の所掌に属するものを除く。）の技術上の評価に関すること。
二　電気工作物等の安全性等に関する技術上の評価に関すること。
三　第一号の物資に係る電気安全に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。

四　電気工作物等に係る事故及びその原因等に関する情報その他の電気安全に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
五　第一号の物資の評価の技術に関する調査及び研究に関すること。
六　電気工作物等の安全性等の技術に関する調査及び研究に関すること。
七　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第１０７条第４項及び第５項の規定による立入検査（以下「電気事業法に基づく立入検査」という。）に関すること。

（バイオテクノロジーセンターの業務）
第１０条　バイオテクノロジーセンターにおいては、次の業務をつかさどる。
一　生物遺伝資源に関する技術上の評価に関すること。
二　生物遺伝資源に関する技術上の情報（その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理及び提供に関すること。
三　生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関すること。
四　特許法施行規則（昭和３５年通商産業省令第１０号）第２７条の２に基づく微生物の受託に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。
五　特許法施行規則第２７条の３に基づく微生物の分譲に関すること（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）。
六　特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の受託及び分譲に関すること（第一号から第三号までに掲げるものを除く。）。
七　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成１５年法律第９７号。以下「カルタヘナ法」という。）第３２条第１項の規定による立入り、質問、検査及び収去（以下「カルタヘナ法に基づく立入検査等」という。）に関すること。

（化学物質管理センターの業務）
第１１条　化学物質管理センターにおいては、次の業務をつかさどる。
一　化学物質の安全性等の評価に関すること。
二　化学物質の安全性等の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
三　化学物質のリスク評価及び化学物質のリスク管理に関すること。
四　化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
五　第一号の評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。
六　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号。以下「化審法」という。）第４４条第５項の規定による立入検査、質問又は収去に関すること。
七　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年法律第６５号。「以下「化学兵器禁止法」という。）第３０条第５項の規定による立会い及び第３３条第４項の規定による立入検査、質問又は収去（以下「化学兵器禁止法に基づく立会い等」という。）に関すること。

（適合性評価推進センターの業務）
第１２条　適合性評価推進センターにおいては、次の業務をつかさどる。
一　適合性評価を行う者の技術的能力等に関する調査及び研究に関すること。
二　適合性評価に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに外部機関との連携・協力に関すること（他部門の所掌に属するものを除く。）。
三　産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第７３条の規定による試験事業者の登録等（以下「産業標準化法に基づく試験事業者の登録等」という。）及び立入検査等（以下「産業標準化法に基づく試験事業者への立入検査等」という。）に関すること。
四　計量法（平成４年法律第５１号）第１６８条の５の規定による特定計量証明事業者の認定等及び校正事業者の登録等に関すること。
五　ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１５０条第２項、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）第２９条第２項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第５１条第２項及び消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号）第１６条第２項の規定による登録等に係る調査（以下「安全４法に基づく登録等に係る調査」という。）に関すること。

六　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成１３年法律第１１１号。以下「特定機器相互承認法」という。）第３６条第１項の規定による認定等に係る調査（以下「特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査」という。）に関すること。

七　産業標準化法第７４条第１項及び第２項の規定による登録認証機関への立入検査及び検査（以下「産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等」という。）に関すること。

八　産業標準化法第３９条第２項の規定による登録認証機関の登録等に係る調査（以下「産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査」という。）に関すること。

九　ガス事業法第１５６条第３項及び第１７２条第６項、電気用品安全法第４２条の４第３項及び第４６条第４項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第６４条第３項及び第８３条第９項並びに消費生活用製品安全法第３１条第３項及び第４１条第５項の規定による登録ガス用品検査機関及び登録検査機関への立入検査、検査及び質問（以下「安全４法に基づく登録検査機関等への立入検査等」という。）に関すること。

十　計量法第１６８条の６第１項の規定による計量証明事業者等への立入検査等（適合性評価推進センターの所掌に属するものに限る。以下「計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等」という。）に関すること。

十一　特定機器相互承認法第３７条第４項の規定による認定適合性評価機関及び指定調査機関への立入検査及び質問（以下「特定機器相互承認法に基づく立入検査等」という。）に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、適合性評価に関する事業を行う者の技術的能力等の評価に関すること（他部門の所掌に属するものを除く。）。

２　適合性評価推進センターの長は、必要があると認めるときは、前項に規定する業務のうち、審査、調査若しくは検査の業務に従事する者として適合性評価推進センターの長が定める資格又は立入検査に従事する者として理事長が定める資格を有する適合性評価推進センターの職員に対して、次の業務（当該職員が所属する部署が所掌する業務を除く。）を行わせることができる。

一　産業標準化法に基づく登録試験事業者への立入検査等に関すること。

二　計量法に基づく特定計量証明事業者の認定に係る審査に関すること。

三　安全４法に基づく登録等に係る調査及び安全４法に基づく登録検査機関等への立入検査等に関すること。

四　特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査及び特定機器相互承認法に基づく立入検査等に関すること。

五　産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等に関すること。

六　産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査に関すること。

七　計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等に関すること。

八　計量法に基づく登録校正事業者への立入検査等に関すること。

３　認定センター長（第２５条第７項に規定する者をいう。）は、必要があると認めるときは、適合性評価推進センターの課の長に依頼をして、第１項に規定する業務のうち、審査の業務に従事する者として認定統括官（第２６条第２項第三号に規定する者をいう。以下第２３条第３項において同じ。）が定める資格を有する適合性評価推進センターの職員（認定センターの職員を除く。）に対して、次の業務を行わせることができる。

一　産業標準化法に基づく試験事業者の登録等に係る審査に関すること。

二　計量法に基づく校正事業者の登録等に係る審査に関すること。

三　機構が別に定める認定制度に基づく認定等に係る審査に関すること。

（製品安全センターの業務）
第１３条　製品安全センターにおいては、次の業務をつかさどる。
一　工業製品その他の物資に関する安全性その他の品質性能等に関する試験、分析、検査その他の技術上の評価（以下「工業製品等の技術上の評価」という。）に関すること（安全基準その他の規格・基準（以下「安全基準等」という。）の策定に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。
二　工業製品その他の物資に関する情報のうち、消費生活用製品等の事故及び品質に関する技術上の情報（以下「消費生活用製品等の技術上の情報」という。）及び消費生活用製品等の安全基準等に関する技術上の情報（以下「安全基準等に関する技術上の情報」という。）の収集、評価、整理及び提供に関すること。
三　工業製品等の技術上の評価の事業を行う者の技術的能力の評価の業務に必要な技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（製品評価技術基盤機構認定制度に係るものを除く。）。
四　工業製品等の技術上の評価に関する調査及び研究に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
五　産業標準化法第７４条第１項の規定による認証製造業者等及び認証加工業者への立入検査（以下「産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等」という。）に関すること。
六　ガス事業法第第１５４条第２項、電気用品安全法第４２条の２第２項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第６２条第２項並びに消費生活用製品安全法第２９条第２項の規定による適合性検査の業務（以下「安全４法に基づく適合性検査」という。）並びにガス事業法第１７２条第６項、電気用品安全法第４６条第４項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８３条第９項並びに消費生活用製品安全法第４１条第５項及び第７項の規定による立入検査及び質問（前条第１項第７号に係る部分を除く。以下「安全４法に基づく立入検査等」という。）に関すること。
七　家庭用品品質表示法（昭和３７年法律第１０４号）第２０条第１項の規定による製造業者等への立入検査（以下「品表法に基づく立入検査等」という。）に関すること。
八　計量法第１６８条の６第１項の規定による届出製造事業者等への立入検査等（適合性評価推進センターの所掌に属するものを除く。以下「計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等」という。）に関すること。

（他部門への業務依頼）
第１３条の２　部・センターの長は、必要があると認めるときは、他の部・センターの長に依頼をして、法律に基づく立入検査等を含め、自らの部・センターが所掌する業務の一部を行わせることができる。依頼により行う業務は、依頼を行う部・センターの業務とする。
２　部・センターの長が前項の依頼を行う場合には、依頼を行う業務の内容、業務を実施する部署及び期間を定め、依頼を行う業務を所掌する理事に説明し、了解を得なければならない（理事の了解の下で実施している前項の業務について、定められた期間を延長する場合は、再度の理事への説明を不要とし、理事の了解を得たものとみなす。）。
３　部・センターの長は、前項の規定により理事の了解を得た後、依頼先の部・センターの長に起案をもって発行した依頼文書を提出する。依頼を受けた部・センターの長は、回答文書を発行せず、当該依頼文書の接受により了承する。

（センター及び課の設置）
第１４条　経営企画部、電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センターに、それぞれ別表２、別表３、別表４、別表５、別表６及び別表７の定めるところによりセンター及び課（以下「課等」という。）を置き、同表に掲げる業務を所掌させる。
２　機構法第１１条第１項第５号の定めにより、各部署は所掌する業務のほかに、それに附帯する業務を行うこととする。

（部・センターの統括部署の設置）
第１４条の２　経営企画部、電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センターには、それぞれ別表２、別表３、別表４、別表５、別表６及び別表７に定める統括部署を設置する。統括部署は、それぞれの部門を統括する部署として、部・センターの長の方針等を伝達し、それぞれの部門の総合調整を行う。
２　電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター及び製品安全センターには、それぞれ別表３、別表４及び別表７に定める事務所統括部署を置くものとする。事務所統括部署は、統括部署からの指示により、次の各号に定める範囲において部門の総合調整を行う。
一　別表３に定める電気安全評価センターの課等のうち大阪市に置かれる課等
二　別表４に定めるバイオテクノロジーセンターの課等のうち木更津市に置かれる課等
三　別表７に定める製品安全センターの課等のうち大阪市に置かれる課等

（その他の室の設置）
第１５条　理事長は、業務の組織的で能率的な運営を更に促進させる必要性があると認める場合は、本規程の他の規定に基づき置かれる室以外に、理事長、理事、監事、部・センターの長の所管の下に、又は課等に所要の室を置くことができる。
２　前項に定める室を置こうとする場合は、理事長は次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって機構内部に周知するものとする。
一　設置の目的
二　置こうとする室を所管する者、第１４条第１項の定めによる課等の名称及び置こうとする室の名称
三　設置日（設置期限をあらかじめ定める場合は、設置期限も明記する。）
四　分掌する業務
３　第１項の規定により置かれた室に、その長として室長を置くものとし、本規程の第４章に定める専門官以上の職制にある者を兼任により充てる。
４　第１項の規定により置かれた室を廃止又は分掌業務の変更をしようとする場合は、理事長はその旨を記載した文書をもって機構内部に周知するものとする。

（部門等間連携のためのプロジェクトチームの設置）
第１５条の２　２以上の部門の部・センター又は支所（以下この条において「複数部門等」という。）の長が連携して業務を実施することが必要と認めるときは、当該複数部門等の長は、共同で所要のプロジェクトチームを設置することができる。
２　前項に定めるプロジェクトチームを共同で置こうとする複数部門等の長は、次の各号に掲げる事項を定め、運営会議設置規程（企画－法Ｂ－運営会議）第６条第９号の規定により運営会議に附議し審議しなければならない。
一　設置の目的
二　プロジェクトチームの名称
三　プロジェクトチームの長（なるべく課長以上の職にある者とする。）
四　プロジェクトチームに参加する者及び事務局となる者
五　設置日（設置期限をあらかじめ定める場合は、設置期限も明記する。）
３　プロジェクトチームの長は、設置の目的が達成された際には、報告書を取りまとめて運営会議で報告をするとともに、当該プロジェクトチームを廃止する。
４　複数部門等の長が連携してフィージビリティスタディを実施することが必要と認める場合は、前３項の手続を準用する。この場合において、機構によるイノベーション支援を目的としたフィージビリティスタディであるときは、第２項及び前項に定める運営会議への附議又は報告の手続に代えて、当該複数部門等の長（経営企画部においては部長が指名する次長（次長が置かれている場合に限る。））の了解をもってフィージビリティスタディの実施又は終了をすることができるものとする。

（内部プロジェクトチームの設置）
第１５条の３　監査室以外の部・センターの長が、部門の中で、課等及び当該部・センターの業務を分掌する支所を超えて横断的に業務を実施することが必要と認めるときは、当該部・センターの長は、所要の内部プロジェクトチームを設置することができる。
２　前項に定める内部プロジェクトチームを置こうとする部・センターの長は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
一　設置の目的
二　内部プロジェクトチームの名称
三　内部プロジェクトチームの長
四　内部プロジェクトチームに参加する者及び事務局となる者
五　設置日（設置期限を予め定める場合は、設置期限も明記する。）
３　監査室以外の部・センターの長が、部門の中で、課等及び当該部・センターの業務を分掌する支所が連携してフィージビリティスタディを実施することが必要と認める場合は、前２項の手続を準用する。

第２節　支所

（支所の所掌業務）
第１６条　支所においては、次の各号により、第９条から第１３条までに掲げる業務を分掌させる。
一　北海道支所に別表８に掲げる業務を分掌させる。
二　東北支所に別表９に掲げる業務を分掌させる。
三　中部支所に別表１０に掲げる業務を分掌させる。
四　北陸支所に別表１１に掲げる業務を分掌させる。
五　中国支所に別表１２に掲げる業務を分掌させる。
六　四国支所に別表１３に掲げる業務を分掌させる。
七　九州支所に別表１４に掲げる業務を分掌させる。
２　機構法第１１条第１項第５号の定めにより、支所は前項に定める業務のほかに、それに附帯する業務を行うこととする。

（支所が業務を行う区域）
第１７条　支所が業務を行う区域は、次のとおりとする。

名称	区域
北海道支所	北海道
東北支所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部支所	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県
北陸支所	富山県、石川県、福井県
中国支所	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国支所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支所	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

２　前項の区域は、業務の状況に応じて越えることができる。

第４章　職　制

（参与）
第１８条　理事長は、特に必要があると認める場合は、機構に参与を置くことができる。
２　参与は、理事長の命を受けて機構の業務に関する重要事項について企画立案し、又は助言する。

（技監）
第１９条　理事長は、特に必要があると認める場合は、機構に技監を置くことができる。

２　技監は、理事長の命を受けて機構の業務のうち技術に関する重要事項について企画立案し、又は助言する。

（監査室長）
第２０条　監査室に監査室長を置く。
２　監査室長は、監査室の業務をつかさどる。

（部長）
第２１条　経営企画部にその長である部長を置く。
２　部長は、部の業務を総括する。

第２２条　削除

（所長）
第２３条　電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センターに、それぞれその長である所長を置く。
２　各所長（適合性評価推進センターの所長を除く。）は、それぞれのセンターの業務を総括する。
３　適合性評価推進センターの所長は、適合性評価推進センターの業務のうち認定統括官が総括する業務（第２６条第２項第三号の業務をいう。）を除く業務を総括する。

（次長）
第２４条　経営企画部、電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センターにそれぞれ２人以内の次長を置くことができる。
２　経営企画部に置く次長は、同部の部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した順序でその職務を代行する。
３　電気安全評価センター、バイオテクノロジーセンター、化学物質管理センター、適合性評価推進センター及び製品安全センターに置く次長は、各センターの所長を補佐し、所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した順序でその職務を代行する。

（センター長）
第２５条　電気安全評価センターに属する蓄電池評価センターに蓄電池評価センター長、電力安全センターに電力安全センター長を置く。
２　蓄電池評価センター長は、蓄電池評価センターの業務をつかさどる。
３　電力安全センター長は、電力安全センターの業務をつかさどる。
４　バイオテクノロジーセンターに属する特許微生物寄託センターに特許微生物寄託センター長、特許生物寄託センターに特許生物寄託センター長を置く。
５　特許微生物寄託センター長は、特許微生物寄託センターの業務をつかさどる。
６　特許生物寄託センター長は、特許生物寄託センターの業務をつかさどる。
７　適合性評価推進センターに属する認定センターに認定センター長を置く。
８　認定センター長は、認定センターの業務をつかさどる。
９　製品安全センターに属する燃焼技術センターに燃焼技術センター長を置く。
１０　燃焼技術センター長は、燃焼技術センターの業務をつかさどる。

（統括官）
第２６条　機構の所要の部署に、統括官を置く。
２　統括官は、配置部署における専門的な業務を総括する職務を行うものとし、その職務の範囲は、次の各号に定める職制ごとに当該各号に定めるとおりとする。
一　デジタル統括官　配置部署の長の命を受けて、機構の情報システムの全体管理（情報セキュリティの確保に関することを除く。）及びデジタル技術の活用の推進のためこれ

を所掌する配置部署の業務を総括する。
二　リスクマネジメント推進統括官　配置部署の長の命を受けて、機構の内部統制及びリスクマネジメントの推進並びに情報セキュリティの確保のためこれを所掌する配置部署の業務を総括する。
三　認定統括官　認定センターの業務のうち認定に関する決定等の国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める規格ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０１１（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項。以下「認定機関に対する要求事項」という。）で定める認定機関のトップマネジメントが有すべき権限及び責任に係る業務を総括する。

（支所長）
第２７条　支所に支所長を置く。
２　支所長は、支所の業務をつかさどる。

（課長）
第２８条　課に課長を置く。
２　課長は、課の業務をつかさどる。

第２９条　削除

（参事官等）
第３０条　機構の所要の部署に、上席参事官、参事官、最高情報セキュリティアドバイザー及び企画調整官を置く。
２　上席参事官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に関し、高度な企画立案し、又は助言する。
３　参事官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に関し、企画立案し、又は助言する。
４　最高情報セキュリティアドバイザーは、機構の情報セキュリティに係る専門的事項を処理することとし、常勤職員以外をもって充てることができる。
５　企画調整官は、配置部署の長の命を受けて、配置部署の業務に係る専門的事項について、企画立案し、又は調整することとし、常勤職員以外をもって充てることができる。

（専門官）
第３１条　機構の所要の部署に、専門官を置く。
２　専門官は、配置部署の長を補佐し、重要かつ困難な業務を総括する、又は配置部署の業務に関する専門的事項を処理する。

（主査）
第３２条　機構の所要の部署に、主査を置く。
２　主査は、命を受けて業務に関する特に知識又は経験を必要とする事項を処理する。

（主任）
第３３条　機構の所要の部署に、主任を置く。
２　主任は、命を受けて知識又は経験を必要とする事項を処理する。

（参事）
第３４条　機構の所要の部署に、参事を置く。
２　参事は、命を受けて業務に関する長年蓄積した知識又は経験を必要とする事項を処理し、又は助言する。

（専門スタッフ職）
第３５条　機構の所要の部署に、専門スタッフ職を置く。

２　専門スタッフ職は、配置部署の業務に関し、高度の専門的な知識や経験に基づく調査分析又は企画立案支援を行う。

第５章　雑則

（認定機関の特定）
第３６条　機構は、認定センターを認定機関に対する要求事項における認定機関とする。

（本規程の管理部署）
第３７条　この規程を管理する担当課等は、経営企画部経営企画課とする。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は平成１３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は平成１３年１０月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は平成１４年１月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は平成１４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１７年７月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１９年１月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２０年２月１５日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２１年７月１４日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２２年３月３１日から施行する。ただし、第９条及び第１１条第２項の規定並びに別表１、別表３（容量分析用標準物質の評価関係を除く。）、別表４から別表８まで、別表第９（化学物質管理センター業務関係のうち、容量分析用標準物質の技術上の評価に関すること並びにこれに係る調査及び研究に関することを除く。）、別表１０、別表１１（化学物質管理センター業務関係を除く。）、別表１２及び別表１３（化学物質管理センター業務関係のうち、容量分析用標準物質の技術上の評価に関することを除く。）の規定は、同年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
第１条　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）

第１条　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第１２条第１項第１号、第５号、第６号、第２項第１号、第７号、第８号及び第１３条第１項第５号の規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の関係条文の施行の日から施行し、適用する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和２年６月４日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和４年４月１日から施行する。
第２条　改正後の第１５条の２及び第１５条の３の規定は、この規程の施行の日以降に設置するプロジェクトチーム及び内部プロジェクトチーム並びに同日以降に実施するフィージビリティスタディに適用し、同日より前に設置するプロジェクトチーム及び内部プロジェクトチーム並びに同日より前に実施するフィージビリティスタディについては、なお従前の例による。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）

第１条　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
第１条　この規程は、令和８年６月８日から施行する。

別表１　削除

別表２　経営企画部（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
経営企画課　◎ 東京	（機構全体に係る総合調整） １　機構の業務、組織及び予算に関する総合的な企画立案及び総合調整に関すること。 ２　事業計画の策定及び変更並びに業務方法書の変更に関すること。 ３　機構の予算に関すること（決算報告書に関することを含む。）。 ４　機構の組織に関すること。 ５　主務大臣の評価及び事業計画の策定並びに自己評価における諮問会議に関すること。 ６　理事会及び運営会議の運営並びに役員に関すること（人事企画課及び総務課の所掌に属するものを除く。）。 ７　目標管理に関すること（人事企画課の所掌に属するものを除く。）。 ８　機構の業務実績及び自己評価に関すること。 （経営企画部に係る総合調整） １　経営企画部の業務の総合調整に関すること。 ２　経営企画部の予算に関すること。 （経営企画部等の管理業務関係） １　役員、監査室及び経営企画部の外勤旅費に関すること。 （広報関係） １　機構全体の広報に関する総合調整及び企画立案並びに広報戦略に関すること。 ２　機構の広報に係る情報資産の管理に関すること。 ３　機構の広報に係る情報システムの運用管理に関すること。 ４　機構の視察対応に関すること。 ５　機構全体の顧客管理に関すること。 ６　マーケティング及び認知度に関すること。 ７　事業報告書の作成に関すること。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、機構の業務で他の所掌に属しないもの。
人事企画課 東京	（人事関係） １　人員の管理と報告に関すること。 ２　職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。 ３　職員の昇給及び昇格に関すること。 ４　職員の人事記録・評価・目標管理に関すること。 ５　職員の研修その他人材育成に関すること。 ６　栄典及び表彰に関すること。 ７　労働組合に関すること。 （給与及び福利厚生関係） １　役員及び職員の給与に関すること（財務・会計課の所掌に属するものを除く。）。 ２　役員及び職員の福利厚生に関すること（共済組合及び宿舎業務を含み、他の所掌に属するものを除く。）。 ３　役員及び職員の給与及び福利厚生に係る特定個人情報を含む文書の管理に関すること。 （勤務能率増進関係） １　職員の勤務能率の増進に関すること。

課名等	所　掌　業　務
総務課 東京	（経営企画部に係る管理・庶務関係） １　経営企画部の印章の管守に関すること。 ２　経営企画部の庶務に関すること。 ３　経営企画部の資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 （機構全体に係る管理・庶務関係） １　機構の以下に掲げる事務の管理又は総括に関すること。 一　文書の管理 ・文書の管理に関すること。 ・内部規程類の管理に関すること。 ・機構の印章の管守に関すること。 二　庶務 ・機構の庶務を総括すること。 ・登記に関すること。 三　建物等管理、警備・防災・安全管理 ・機構の建物等管理を総括すること。 ・機構の建物等に係る警備、清掃等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 ・機構の建物等に係る防災及び安全管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 四　施設・営繕・設備機器 ・機構の施設運用に関する総合的な企画立案及び総合調整に関すること。 ・施設・設備の運用調整、維持管理及び営繕に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 ２　機構の業務における法律相談、法令等遵守その他の法務に関すること。 ３　機構の事業所の施設営繕における共通事項（共通費予算を含む。）に関すること。 （機構全体に関わる情報公開・個人情報保護関係） １　情報公開の実施等に関すること。 ２　情報の公開及び提供の推進に関すること。 ３　個人情報の本人開示の実施等に関すること。 ４　個人情報の保護の推進に関すること。
財務・会計課 東京	（総括関係） １　機構の財務・会計に関する業務の総括を行うこと。 （財務関係） １　機構の財務分析に関すること。 ２　税に関すること。 （資産関係） １　機構の資産の減価償却に関すること。 ２　機構の重要な財産の処分等に関すること。 ３　機構の資産及び物品の管理に関する業務の総括を行うこと。 （収入関係） １　機構の収入に関すること。 （契約関係） １　機構の財務・会計に係る契約に関すること。 （出納関係） １　金銭の支払いに関すること。 ２　金銭の収納に関すること。

課名等	所　掌　業　務
	（支出・決算関係） 1　支出決定に関すること。 2　財務諸表の作成その他決算に関すること（積立金処分を含む）。 （旅費・審査関係） 1　旅費の審査及び計算に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 2　証憑類の審査及び編纂に関すること。 （その他） 1　前各号に掲げるもののほか、財務・会計に関する業務であって、他の所掌に属しないもの
イノベーション支援課 東京	（イノベーション支援関係） 1　機構のイノベーション支援に係る総合調整及び企画立案に関すること。 2　機構の共同研究に係る契約の総合調整及び管理に関すること。 （知的財産関係） 1　職務発明、出願その他の知的財産に関すること。
情報統括課 東京	（情報システムの全体管理業務関係） 1　機構の情報システムに係る業務及び予算に関する総合調整及び企画立案に関すること（情報セキュリティの確保に関するものを除く。）。 2　機構の情報システムの企画立案、整備及び運用管理に関する総合調整及び支援に関すること（情報セキュリティの確保に関することを除く。）。 3　機構の情報システムに関する情報資産の管理に関すること（情報セキュリティに関するものを除く。）。 （デジタル技術の活用の推進業務関係） 1　デジタル技術を活用した機構の業務の変革に関する総合調整及び企画立案に関すること。 2　デジタル技術を活用した事務の効率化及び高度化に関する総合調整及び企画立案に関すること。 3　機構における情報化人材の確保及び管理の支援に関すること。

注：◎は統括部署

別表３　電気安全評価センター（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
計画課　◎〇 東京、大阪	（電気安全評価部門の総括関係） １　電気安全評価部門の業務の総合調整に関すること。 ２　電気安全評価部門の業務の企画立案及び管理に関すること。 ３　電気安全評価部門の予算に関すること。 ４　電気安全評価部門の規程類の整備に関すること。 ５　電気安全評価部門の広報に関すること。 （電気安全評価センターの管理業務関係） １　電気安全評価センターの情報資産の管理に関すること。 ２　電気安全評価センターの印章の管守に関すること。 ３　電気安全評価センターの庶務に関すること。 ４　電気安全評価センターの資産及び物品の管理に関すること。 ５　電気安全評価センターの外勤旅費に関すること。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、電気安全評価センターの業務で他の所掌に属しないもの
蓄電池技術企画課 東京、大阪	１　蓄電池関係業務の企画立案に関すること（電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ２　蓄電池に係る電気安全に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（技術上の評価に関することを除き、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ３　蓄電池の標準化に関すること（技術上の評価に関することを除き、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ４　蓄電池関係業務に関する外部機関との連携・協力に関すること（技術上の評価に関することを除き、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。
蓄電池評価センター 大阪	１　蓄電池の技術上の評価に関すること（電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ２　蓄電池に係る電気安全に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（技術上の評価に関することに限り、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ３　蓄電池の標準化に関すること（技術上の評価に関することに限り、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。 ４　蓄電池関係業務の外部機関との連携・協力に関すること（技術上の評価に関することに限り、電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することを除く。）。
電力安全センター 東京、大阪	１　電気保安技術支援業務（第２号から第４号までに規定する業務及び当該業務に附帯する業務をいう。）の企画立案に関すること。 ２　電気工作物等の安全性等に関する技術上の評価に関すること（電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することに限る。）。 ３　電気工作物等に係る事故及びその原因等に関する情報その他の電気安全に関する情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することに限る。）。 ４　電気事業法に基づく立入検査に関すること。 ５　電気保安技術支援業務に関する外部機関との連携・協力に関すること（電気工作物に該当する蓄電池にあっては主として保安の確保に関することに限る。）。

注：◎は統括部署。〇は事務所統括部署

別表４　バイオテクノロジーセンター（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
計画課　◎〇 東京、木更津	（バイオテクノロジー部門の総括関係） １　バイオテクノロジー部門の業務の総合調整に関すること。 ２　バイオテクノロジー部門の業務の企画立案及び管理に関すること。 ３　バイオテクノロジー部門の予算に関すること。 ４　バイオテクノロジー部門の規程類の整備に関すること。 ５　バイオテクノロジー部門の微生物等の安全管理に関すること。 ６　バイオテクノロジー部門の法務、倫理及び知的財産権の管理に関すること。 （バイオテクノロジーセンターの管理業務関係） １　バイオテクノロジーセンターの業務の総合調整に関すること。 ２　バイオテクノロジーセンターの情報資産の管理に関すること（特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターの所掌に属するものを除く。）。 ３　バイオテクノロジーセンターの印章の管守に関すること（特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターの所掌に属するものを除く。）。 ４　バイオテクノロジーセンターの庶務に関すること。 ５　バイオテクノロジーセンターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 ６　バイオテクノロジーセンターの外勤旅費に関すること。 ７　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 ８　バイオテクノロジーセンター（木更津市）の建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ９　バイオテクノロジーセンター（木更津市）の職員の労働安全衛生に関すること。 10　バイオテクノロジーセンター（木更津市）の施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 11　バイオテクノロジーセンター（木更津市）の建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 12　生物遺伝資源の受託、分譲及び提供並びに保管の業務に係る手数料収入に関すること。 13　特許微生物寄託センターの所掌業務の第一号から第四号までの業務に係る手数料収入に関すること。 14　特許生物寄託センターの所掌業務の第一号から第四号までの業務に係る手数料収入に関すること。 （バイオエコノミー戦略・広報関係） １　バイオテクノロジー部門に関する政策、国家戦略、事業戦略等に係る総合調整並びに企画立案及び管理に関すること。 ２　バイオテクノロジー部門の広報に関すること。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、バイオテクノロジーセンターの業務で他の所掌に属しないもの
バイオデジタル推進課 東京	１　生物遺伝資源に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ２　生物遺伝資源に関する情報の提供に係る総合調整及び企画立案に関すること。 ３　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの開発及び運用管理（バイオデジタル推進課の所掌に属するものに限る。）並びに情報システムの運用管理における総合調整及び支援に関すること。

課名等	所　掌　業　務
生物多様性支援課 東京	（生物遺伝資源に関する国際条約等関係） １　生物遺伝資源に関する国際条約及び国内関連措置等に係る情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　カルタヘナ法に関係する情報の収集､評価､整理及び提供に関すること。 ３　カルタヘナ法における審査等支援に関すること。 ４　カルタヘナ法に基づく立入検査等に関すること。 ５　海外生物遺伝資源へのアクセスに係る総合調整及び企画立案に関すること。 ６　海外生物遺伝資源へのアクセスに係る支援に関すること(生物資源利用促進課の所掌に属するものを除く。）。 ７　生物遺伝資源の利活用のための多国間協力に関すること。 ８　微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援等に関すること。 ９　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（生物多様性支援課の所掌に属するものに限る。）。
生物資源利用促進課 木更津	１　生物遺伝資源の収集、評価、整理、保存及び提供に関すること（バイオ技術評価･開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ２　生物遺伝資源に関する技術上の評価に関すること（バイオ技術評価・開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ３　生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関すること（バイオ技術評価･開発課及びバイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ４　国内外の生物遺伝資源機関の連携に関すること(生物遺伝資源機関を通じた海外生物資源アクセスに係る協力業務に限る。）。 ５　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（生物資源利用促進課の所掌に属するものに限る。）。 ６　カルタヘナ法に基づく立入検査等に関することのうち､カルタヘナ法第３２条第１項の規定による検査に関すること。
バイオ技術評価・開発課 東京、木更津	１　生物遺伝資源に関する技術上の情報(その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理、保存及び提供に関すること（産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り､バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ２　生物遺伝資源の技術上の評価に関すること(産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り､バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ３　生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関すること（産業界における個別課題の解決または具体的な社会実装を主目的としたものに限り、バイオものづくり基盤支援課の所掌に属するものを除く。）。 ４　生物遺伝資源を活用した天然物創薬の支援に関すること。 ５　地域の生物遺伝資源を活用した事業創出支援等に関すること。 ６　分子生物学的な情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
バイオものづくり基盤支援課 木更津	１　生物遺伝資源に関する技術上の情報(その担体である生物遺伝資源を含む。）の収集、評価、整理及び提供に関すること（循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 ２　生物遺伝資源に関する技術上の評価に関すること(循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 ３　生物遺伝資源に関する評価の技術に関する調査及び研究に関すること（循環型バイオものづくりに関するものに限る。）。 ４　循環型バイオものづくりを担う企業の連携に関すること。

課名等	所　掌　業　務
特許微生物寄託センター 木更津	１　特許法施行規則第２７条の２に基づく微生物（同規則に基づく定めに基づき特許微生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）の受託に関すること。 ２　特許微生物寄託センターで保存している特許法施行規則第２７条の３に基づく微生物の分譲に関すること。 ３　特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の受託（同条約等に基づく定めに基づき特許微生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）に関すること。 ４　特許微生物寄託センターで保存している特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の分譲に関すること。 （特許微生物寄託センターの管理業務関係） １　特許微生物寄託センターの情報資産の管理に関すること。 ２　特許微生物寄託センターの印章の管守に関すること。 ３　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（特許微生物寄託センターの所掌に属するものに限る。）。
特許生物寄託センター 木更津	１　特許法施行規則第２７条の２に基づく微生物（同規則に基づく定めに基づき特許生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）の受託に関すること。 ２　特許生物寄託センターが保存している特許法施行規則第２７条の３に基づく微生物の分譲に関すること。 ３　特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物（同条約に基づく定めに基づき特許生物寄託センターにおいて受託する微生物として届出をしたものに限る。）の受託に関すること。 ４　特許生物寄託センターで保存している特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約等に基づく微生物の分譲に関すること。 （特許生物寄託センターの管理業務関係） １　特許生物寄託センターの情報資産の管理に関すること。 ２　特許生物寄託センターの印章の管守に関すること。 ３　バイオテクノロジーセンターの業務に係る情報システムの運用管理に関すること（特許生物寄託センターの所掌に属するものに限る。）。

注：◎は統括部署。〇事務所統括部署

別表５　化学物質管理センター（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
計画課　◎ 東京	（化学物質管理部門の総括関係） １　化学物質管理部門の業務の総合調整に関すること。 ２　化学物質管理部門の業務の企画立案及び管理に関すること。 ３　化学物質管理部門の予算に関すること。 ４　化学物質管理部門の規程類の整備に関すること。 ５　化学物質管理に関する国内外他機関との連絡調整に関すること。 ６　化学物質管理部門の広報に関すること。 （化学物質管理センターの管理業務関係） １　化学物質管理センターの業務の総合調整に関すること。 ２　化学物質管理センターの情報資産の管理に関すること。 ３　化学物質管理センターの印章の管守に関すること。 ４　化学物質管理センターの庶務に関すること。 ５　化学物質管理センターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 ６　化学物質管理センターの外勤旅費に関すること。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、化学物質管理センターの業務で他の所掌に属しないもの
情報基盤課 東京	１　化学物質の安全性に関する技術上の情報の収集、整理及び提供に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 ２　化学物質管理センターの業務に係る情報システムの開発及び運用管理の総合調整に関すること。
化学物質同定課 東京	１　化学物質の同定、命名及び化学物質の名称に関すること（化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち少量新規化学物質の同定に関することを含む。）。 ２　化学物質のリスク評価に関すること（化審法の上市後化学物質管理措置業務のうち一般化学物質のスクリーニング評価に関することに限る。）。 ３　前各号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
安全審査課 東京	１　化審法の新規化学物質事前審査制度業務の総合調整に関すること。 ２　化学物質の安全性に関する技術上の情報の評価に関すること（化審法の新規化学物質事前審査制度業務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。 ３　前号に関する技術上の情報の収集、整理及び提供に関すること。
リスク管理課 東京	１　化学物質のリスク管理に関すること（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）の執行支援、化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち中間物等の申出に関する技術的事項の確認、並びに化審法の上市後化学物質管理措置業務のうち届出用途確認及び排出量推計に関することを含む。）。 ２　化審法の新規化学物質事前審査制度業務のうち立入検査等に関すること。 ３　前各号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 （化学兵器禁止法業務関係） １　化学兵器禁止法に基づく立会い等に関すること。 ２　化学兵器禁止条約及び化学兵器禁止法に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。

課名等	所　掌　業　務
リスク評価課 東京	1　化審法の上市後化学物質管理措置業務の総合調整に関すること。 2　化学物質のリスク評価に関すること（化審法の上市後化学物質管理措置業務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。 3　前号に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。

注：◎は統括部署

別表６　適合性評価推進センター（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
計画課　◎ 東京	（適合性評価推進部門の総括関係） １　適合性評価推進部門の業務の総合調整に関すること。 ２　適合性評価推進部門の業務の企画立案及び管理に関すること（適合性評価戦略課及び認定センターの所掌に属するものを除く。）。 ３　適合性評価推進部門の予算に関すること。 ４　適合性評価推進部門の規程類の整備に関すること（認定センターの所掌に属するものを除く。）。 （適合性評価推進センターの管理業務関係） １　適合性評価推進センターの業務の総合調整に関すること（認定センターの所掌に属するものを除く。）。 ２　適合性評価推進センターの情報資産の管理に関すること（認定センターの所掌に属するものを除く。）。 ３　適合性評価推進センターの印章の管守に関すること。 ４　適合性評価推進センターの庶務に関すること。 ５　適合性評価推進センターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 ６　適合性評価推進センターの外勤旅費に関すること。 （法令に基づく特定計量証明事業者の認定等に係る業務） １　計量法に基づく特定計量証明事業者の認定等に関すること。 ２　計量法に基づく計量証明事業者等への立入検査等に関すること。 （法令に基づく登録事業者の立入検査等に係る業務） １　計量法に基づく校正事業者への立入検査等に関すること。 ２　産業標準化法に基づく試験事業者への立入検査等に関すること。 （法令に基づく登録認証機関の登録等に係る調査業務） １　産業標準化法に基づく登録認証機関の登録等に係る調査に関すること。 ２　産業標準化法に基づく登録認証機関への立入検査等に関すること。 ３　産業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための業務に関すること。 ４　安全４法に基づく登録検査機関の登録等に係る調査に関すること。 ５　安全４法に基づく登録検査機関への立入検査等に関すること。 ６　特定機器相互承認法に基づく認定等に係る調査に関すること。 ７　特定機器相互承認法に基づく立入検査等に関すること。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、適合性評価推進センター業務で他の所掌に属しないもの
適合性評価戦略課 東京	１　適合性評価の推進に係る企画立案及び管理に関すること。 ２　適合性評価に関する情報の収集及び提供並びに外部機関との連携・協力に関すること。 ３　適合性評価推進部門の業務に係る技術調査に関すること（認定センターの所掌に属するものを除く。）　。 ４　適合性評価に係る人材の教育訓練に関すること。 ５　適合性評価推進部門の広報に関すること（認定センターの所掌に属するものを除く。）。
認定センター 東京	（認定センターの業務の企画立案等） １　認定センターの業務の企画立案及び管理に関すること。 ２　認定センターの規程類の整備に関すること。 ３　認定センターの業務に係る技術調査並びに多角的承認取決めの実施及び

課名等	所　掌　業　務
	維持に関すること。 4　認定センターの業務に係る広報に関すること。 （認定センターの管理業務関係） 1　認定センターの業務の総合調整に関すること。 2　認定センターの情報資産の管理に関すること。 （認定センターの認定等業務） 1　計量法に基づく校正事業者の登録等に関すること。 2　産業標準化法に基づく試験事業者の登録等に関すること。 3　製品評価技術基盤機構の認定制度に基づく校正事業者､標準物質生産者、試験事業者、製品認証機関の認定に関すること。 4　認定プログラムの制改定及び廃止に関すること。

注：◎は統括部署

別表７　製品安全センター（第１４条関係）

課名等	所　掌　業　務
計画課　◎ 東京	（製品安全部門の総括関係） １　製品安全部門の業務の総合調整に関すること（事故調査統括課の所掌に属するものを除く。）。 ２　製品安全部門の業務の企画立案及び管理に関すること（情報解析企画課及び製品安全支援課に属するものを除く。）。 ３　製品安全部門の予算に関すること。 ４　製品安全部門の規程類の整備に関すること。 ５　製品安全部門の広報に関すること（本所における業務に限る。）。 （製品安全センターの管理業務関係） １　製品安全センターの業務の総合調整に関すること（情報解析企画課の所掌に属するものを除く。）。 ２　製品安全センターの情報資産の管理に関すること（情報解析企画課の所掌に属するものを除く。）。 ３　製品安全センターの印章の管守に関すること（燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。 ４　製品安全センターの外勤旅費に関すること（情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。 ５　製品安全センターの庶務に関すること（情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。 ６　製品安全センターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限り、情報解析企画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、製品安全センターの業務で他の所掌に属しないもの
情報解析企画課　〇 大阪	（製品安全部門の情報解析業務関係） １　情報解析によって得られる事故防止のための企画立案に関すること。 ２　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（リスク評価及び経年劣化事故の分析に関するものを含み、他の所掌に属するものを除く。）。 （製品安全センター（大阪市）の管理業務関係） １　製品安全センター（大阪市）の業務の総合調整に関すること。 ２　製品安全センター（大阪市）の情報資産の管理に関すること。 ３　製品安全センターに係る情報システムの運用管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 ４　製品安全センター（大阪市）の庶務に関すること。 ５　製品安全センター（大阪市）の資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 ６　製品安全センター（大阪市）の外勤旅費に関すること。
製品安全広報課 大阪	１　製品安全部門の広報に関すること（計画課及び燃焼技術センターの所掌に属するものを除く。）。 ２　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（広報に関するものに限る。）。
事故調査統括課 東京、大阪	（製品安全業務関係） １　製品安全部門の事故調査業務の総合調整に関すること。 ２　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（製品安全部門の事故調査に関することに限る。）。 ３　工業製品等の技術上の評価に関すること（他の所掌に属するものを除

課名等	所　掌　業　務
	く。）。 ４　安全４法に基づく適合性検査の総合調整及び実施に関すること。 （立入検査業務関係） １　産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等及び試買検査の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。 ２　安全４法に基づく立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。 ３　品表法に基づく立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。 ４　計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等の計画、調整、実施及び報告に関すること（事故調査課の所掌に属するものを除く。）。 ５　機構法第１１条第２項の依頼に基づき行う同項各号の業務に関すること。 （国際連携業務関係） １　消費生活用製品等に関する海外機関等との連携・協力に関すること。 ２　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（海外に関するものに限る。）。 ３　製品安全部門の事故調査業務及び安全４法に基づく立入検査等の支援に関すること（海外事業者に関するものに限る。）。
事故調査課 東京	（製品安全業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域に関することに限る。）。 ２　工業製品等の技術上の評価に関すること（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域に関することに限る。）。 ３　安全４法に基づく適合性検査に関すること（事故調査統括課からの指示によるものに限る。）。 （立入検査業務関係） １　産業標準化法に基づく認証製造業者等への立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。 ２　安全４法に基づく立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。 ３　品表法に基づく立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。 ４　計量法に基づく届出製造事業者等への立入検査等の実施に関すること（事故調査課の所掌に属するものに限る。）。 ５　計量法に基づく指定製造事業者についての経済産業大臣からの依頼事務に関すること。
製品安全支援課 東京	１　電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消費生活用製品安全法の技術基準に適合する国際規格、日本産業規格その他の規格の調査に関すること。 ２　安全基準等の策定に係る企画立案、調整及び調査に関すること。 ３　安全基準等に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ４　製品事故の未然防止に係る消費生活用製品等に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。
燃焼技術センター 桐生	（製品安全業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関する

課名等	所　掌　業　務
	こと（燃焼技術に関することに限る。）。 ２　工業製品等の技術上の評価に関すること（燃焼技術に関することに限る。）。 ３　依頼に基づく登山用ロープ類の技術上の評価に関すること。 （製品安全部門の総括関係） １　製品安全部門の広報に関すること（燃焼技術センターにおける業務に限る。）。 （燃焼技術センターの管理業務関係） １　製品安全センターの印章の管守に関すること（依頼試験結果証明書専用印に限る。）。 ２　燃焼技術センターの建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ３　燃焼技術センターの庶務に関すること。 ４　燃焼技術センターの職員の労働安全衛生に関すること。 ５　燃焼技術センターの建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ６　燃焼技術センターの施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ７　燃焼技術センターの資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 ８　燃焼技術センターの外勤旅費に関すること。

注：◎は統括部署　〇は事務所統括部署

別表８　北海道支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　前号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表９　東北支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　バイオテクノロジー部門の保管する生物遺伝資源のバックアップに関すること。 ２　前号に掲げるもののほか、第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　前号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表１０　中部支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　工業製品等の技術上の評価に関すること。 ３　安全４法に基づく適合性検査に関すること（製品安全センター事故調査統括課からの指示によるものに限る。）。 ４　前各号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表１１　北陸支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　工業製品等の技術上の評価に関すること。 ３　前各号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表１２　中国支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　前号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表１３　四国支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　前号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

別表１４　九州支所（第１６条関係）

所　掌　業　務
（支所の管理業務関係） １　支所の業務の総合調整に関すること。 ２　情報資産の管理に関すること。 ３　印章の管守に関すること。 ４　建物等に係る警備、清掃等に関すること。 ５　庶務に関すること。 ６　職員の労働安全衛生に関すること。 ７　建物等に係る防災及び安全管理に関すること。 ８　施設・設備の営繕その他の維持管理に関すること。 ９　資産及び物品の管理に関すること（財務・会計に関するものに限る。）。 10　支所の広報に関すること。 11　支所の外勤旅費に関すること。 （電気安全評価センター業務関係） １　第９条の２に定める電気安全評価センターの所掌業務の支援に関すること。 （バイオテクノロジーセンター業務関係） １　第１０条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関すること。 （化学物質管理センター業務関係） １　第１１条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関すること。 （適合性評価推進センター業務関係） １　第１２条に定める適合性評価推進センターの所掌業務の支援に関すること。 （製品安全センター業務関係） １　消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。 ２　工業製品等の技術上の評価に関すること。 ３　前号に掲げるもののほか、第１３条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること。 （イノベーション支援関係） １　イノベーション支援に関すること（イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。）。 （その他） １　前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務